

# 横手市環境保全審議会議事録

日 時 平成24年2月24日(金) 午前10時00分 ~ 12時00分  
場 所 わいわいプラザ 3階 第一研修室

## 出席者

### 審議会委員

1 番	佐 川 君 子
2 番	照 井 昌 子
3 番	佐 藤 ふみ子
4 番	高 山 久 子
5 番	高 橋 梅 谷
6 番	佐々木 とし子
7 番	高 橋 一 郎
8 番	久 米 靖 穂
9 番	佐々木 哲 夫
10 番	菊 地 勝 夫
11 番	佐 藤 孝 治
12 番	高 橋 彰
13 番	大 和 進 也
14 番	伊 藤 洋 二
15 番	小 野 秀 俊
16 番	藪 本 孝 一
17 番	田 中 政 行
18 番	児 玉 孝 文

以上18名

### 副市長

### 事務局

佐 藤 良 吉
森 屋 輝 夫 (市民生活部長)
菊 地 晴 男 (市民生活部次長兼生活環境課長)
佐 藤 勉 (生活環境課環境施設担当副主幹)
眞 田 涉 (生活環境課環境政策担当主査)
佐 藤 伊智朗 (生活環境課環境政策担当主査)
佐 藤 和 広 (生活環境課環境政策担当副主査)
佐 藤 絹 子 (生活環境課環境政策担当主任)

以上 8名

(出席者合計人数26名)

## 委嘱状交付

### 1. 開会

### 2. 佐藤副市長あいさつ

### 3. 事務局紹介

### 4. 委員自己紹介

(名簿順に自己紹介)

### 5. 会長及び副会長の互選

(事務局一任の声あり、事務局：森屋部長より提案)

会長 佐川君子委員、副会長 照井昌子委員、全員拍手で承認。

### 6. 会長及び副会長あいさつ

#### 会長あいさつ

改めまして、皆さんこんにちは。大変に錚々たるメンバーの中に、私などはとてもとてもご辞退を申し上げたいところでございますけれども、前回の引継ぎ事項もありまして、もう一つは後ほど出てくるとは思いますが、ごみの処理場の建設の方にも関わっておりますので、そういうことの関係で、おそらく事務局がお選びいただいたのではないかと考えております。この際、非常に大事な横手市の環境基本計画の見直しという時になりまして、改めまして当初のものを紐解いて見ますと、まるっきり違った世界が展開しているなという、むしろ驚きであります。5年でこうも違ったものになるのかなという思いが一杯ございます。この後の5年がどのように展開していくか、これは本当に大変失礼ですけれども、皆さんの双肩に関わっている大問題だと思います。特にごみ処理場という大変大きい建物の建築の前後及びそれが建った暁の環境保全、さらに近隣の県に対する対応等など、沢山の問題がこの横手市には山積しているだろうと思われまますので、どうぞこれからそういう目で暖かく、しかも厳しく環境に立ち向かっていただければ、そしてご提案ご協力いただければありがたいと思います。2年間でございますが、私なりに何とか年齢を持ちこたえて、実はここで年齢を申し上げるのは大変失礼かもしれませんが、私傘寿を迎えております。80歳、数えの80でございますので、5年は生きられないだろうと思っておりますので、この後皆さんにぜひとも引き継いでいただかないと覚悟をしておりますので、部長さんもお退任ということではありますが、この後もどうぞよろしく願います。それでは皆様、今日の会を始めさせていただきます。どうぞよろしく願います。

#### 副会長あいさつ

照井でございます。副会長という、本当に私には荷が重過ぎる大役ではございますけれども、会長からそして皆さんからも教えていただきながら、務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願います。

(佐藤副市長、公務のため退席)

## 7. 議事録署名委員の選任

名簿順にお願いすることとし、照井昌子委員、佐藤ふみ子委員を選任。

## 8. 協 議

案件（１）環境基本計画（見直し改訂版）の一部改正について（諮問）

（会長）

それでは早速協議に入りますが、市長からこのような諮問がきております。横手市環境基本計画（見直し改訂版）の一部改正について、原文を読みます。横手市環境保全条例第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横手市環境基本計画『見直し改訂版』の一部改正について、貴審議会の意見を求めますという諮問がきております。これに従いまして、今日の議事を進めていきたいと思っております。お手元に資料がおりと思っておりますが、不足あるいは落丁などがございましたら申し出てくださいようお願いいたします。案件の（１）環境基本計画（見直し改訂版）の一部改正について、事務方のご説明をお願いいたします。

（事務局）

では、改めまして事務局を担当しております眞田と申します、よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。初めに資料の確認をしたいと思います。委員の皆様には資料の1から4まで、事前に配布させていただきました。今日お手元には、資料4の追加資料ということで、地図を書いてある資料と、それから資料5の生活環境課の業務概要、資料集ということで資料の6、それから生物実態調査の中間報告ということで資料7、ごみ処理統合施設の進捗状況ということで資料8、それから東日本大震災のがれきの処理についてということで資料9ということで、沢山の資料を準備しておりますので、まずお手元にあるかご確認をお願いいたします。もし無ければ、申し出ていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

（会長）

もし、今日ご持参になっていない方もおりましたらどうぞ。よろしいでしょうか。1から4までは皆さんのお手元に既に配布されている資料ですね。それに今日、閉じられた資料があります。よろしいでしょうか。もし途中でも気がつかれましたら、どうぞ申し付けください。それでは1からお願いします。

（事務局）

資料1から説明させていただきます。その前に、環境基本計画について、初めての方も多ということで説明させていただきます。環境基本計画につきましては、市の環境保全条例の第8条に基づき、計画を定めなければならないとなっておりますので、計画の方を作成しております。最初に作ったのが合併した年で、平成18年の3月に1回目の計画を作っております。その後5年が経過いたしましたので、昨年5月に改訂を行いまして、新しい委員の皆様には、改訂版という形で計画の方をお送りさせていただいております。こちらの計画につきましては、環境保全審議会の皆様から意見を聴かなければならないことになっておりますので、皆様からご審議をしていただくということになっております。

案件の方に移りますが、昨年5月に作ったのですが、一部改正するところが出てきたということで、今回提案しているところであります。その概要につきましては資料1の1ページをご覧くださいと思います。

(資料1～4について説明)

(会長)

資料があちこちになっていますので、お手元の資料にちょっと注意しながら、改正しなければならなかったという骨子が2点あるようです。一つが大気環境の監視体制を、特に放射線・放射能ですが、それに関わる問題を一つ考えていかなければならないというのが第一点です。それから第二点が、県から市に移行された騒音、やかましい音の問題に関する訂正加除や配慮することなど、この二点において、これを改正したいということです。あと細かいことは沢山ありますが、大きい問題はこの二つです。もう一回言いますと放射線の問題と騒音の問題、そのことに関わって、改正していききたいということですが、皆さんに事前に配布されている第2章と書いてある資料2をお手元に出してください。今日配布になった資料ではなく、事前に配布された資料です。その中で、このところを変えたいというのがありますので、申し上げます。まず31ページに追加というのがあります。追加ございますか。それを足してほしいというのが一点です。隣近所、見ながら確認してください。いいでしょうか。それが一つです。その次にちょっとページを開きまして、35ページ豪雪の写真の隣のページです。よろしいでしょうか。隣に写真が載っていますが、上から3段目、区分の3で市の主要な施策のところ、公共施設にの次のところです。農業施設という言葉が入ることになります。よろしいでしょうか。これが新しく入った言葉です。農業施設という言葉は足してほしいということです。今まで農業ということで、それなりにやってきたということですが、ここではっきり打ち出したいという気持ちのようです。それでよろしゅうございますか。それからですね、今度はもうちょっといきまして、45ページです。45ページに第2章というのがございますが、水環境のところでございますけれども、右側の施策の進め方というのがあります。その欄の上から8行目、横手市下水道等整備構想と書いてあります。前の言葉が違っていたのですが、おそらく下水道の方から指摘があったか或いは気づいたか、そういうことになるかと思いますが、横手市下水道等整備構想というように変えたと、その前どうなっていたかは後でご覧になっておいてください。当然、そういった構想があつて、こう書くべきだとなったと思うので、そう変えましたよという言葉の訂正です。それから一枚めくって47ページ、進行状況というのがあります。そのところの具体的な内容の欄に、前の言葉に従いまして、横手市公共下水道事業計画、その次です。横手市下水道等整備構想に基づくというように、さっきの言葉と同じ言葉を入れましたということです。もう一回言いますと、47ページの一番上の7段目の具体的な内容のところ、ちょっと字が細かくて見づらいかもかもしれませんが、横手市公共下水道事業計画、その次横手市下水道等整備構想に基づくと、さっきの言葉の繰り返しです。当然前が違ってくると、ここも違ってくると思います。その次はですね、これはちょっとミスでしたか。

(事務局)

はい、そうです。

(会長)

そうですね。49ページのところですが、訂正を加えたのが、囲みの下の農地の保全と活用のところ。②です。その3段目の具体的な内容の欄のところ。その先頭のところ、環境保全型農業直接支援対策事業をと、この言葉に直しております。もう1回言います。環境保全型農業直接支援対策事業をととなっております。それは元々、どういう言葉であったかということは、農地・水・農村環境保全向上対策事業と書いてあったのですが、そうではなく、環境保全型農業直接支援対策事業というのに変えたということです。当然その下の欄、これ間違っておりますので、そこのところご訂正ください。農地・水・農村環境保全向上対策事業のところを消していただいて、環境保全型農業直接支援対策事業を入れてください。おそらくそこはプリントミスだと思います。

(事務局)

ミスです。ありがとうございます。

(会長)

それともう一つ、対策のところで見直しの説明がありました。△はおわかりですね。△のページは65ページです。それから×が一つついているのは、63ページにあります。そういうことで、お願いしたいということです。それからもう一つ、今度は資料の3ですけれども、一枚の資料です。資料3、前に配布されている資料ですけれども、その一番上の大気汚染に対する取り組み方針の3です。空間放射線量率の状況把握というのがあります。そこのところが、変わっているということです。実際に、調査箇所が3箇所になっておりますね。あとは騒音に関して、その裏側、モニタリング指針のところ、調査方法と調査箇所が前のものと違います。前よりももっと詳しくなっているということです。自動車騒音常時監視マニュアルに基づき実施と19路線のうち、実施計画に基づき年3～4箇所、箇所選定にあつては、5年ローテーションを基本とするというところが違っています。大変膨大な量なのですが、言葉と同時に、さっき申し上げた2つの骨子、一つは放射線、一つは騒音、これに関わって直しましたということですが、何かご質問等ございませんか。

(委員)

はい。

(会長)

どうぞ。

(委員)

私、初めてで、あまりよく分からないのですが、この会は審議会という性格的な部分だと思うのですが、先ほどから事務局が一旦説明をして、その後会長がまた説明をするというのは、審議委員が皆さんに説明しているというやり方が、果たしていいのかなという感じがいたします。説明は当然事務局がやって、審議委員は委員会を開いて、そこでいろいろ話し合うのが普通なのではないかという感じを受けるわけです。それと、この審議というのは、ただ説明を受けて「はい、それでいいですよ」というようになっていくのかどうか、スケジュール的なことをお知らせいただきたいと思います。

(森屋部長)

私から。

(会長)

お願いいたします。

(森屋部長)

今の菊地委員のご質問に関しましては、事務局で皆さんにご理解いただける十分なお説明が出来ていなかったということで、会長さんがフォローしていただいたものと思っております。そういう意味で、初めてお出でになられた委員の皆様においては、大変申し訳なく思っておりますけれども、私たちの説明がちょっと、資料が膨大で分かりにくかった点を、会長さんがフォローしていただいたということで、大変申し訳なく思っております。今、お話ありましたように、市の方で今回の審議会の方に、環境基本計画の変更点についてご審議をいただいて、ご意見をいただいて、そのとおり基本計画を直していいですよというご意見をいただければ、そういう形で今回の改正をしたいというように考えております。ですから今回のご審議をいただいたことを受けて、今、実際は、空間放射線量などは実施をしております。環境基本計画の中には謳われておりませんでしたけれども、ご承知のように、このような状況でありましたので、測定器を購入させていただいて、早急に対応させていただいたということ、後付けで環境基本計画の中にきっちり謳っていききたいというのが一点目でありまして、それから二点目につきましては、先ほどからお話がありましたように、県からの委譲に伴います騒音の関係の調査を市で実施しなければならないということ、4月からのことでもありますけれどもそのことにつきましても、環境基本計画に謳っていききたいということの諮問をさせていただいて、本日ご審議いただいているという経過になっております。それを受けまして、皆さん方に特別問題無いよと、こういう形で進めなさいというご意見をいただければ、基本計画の方を修正して作り直すという作業をするということでございます。大変そういう意味では、会長さんにフォローしていただいて、誠にありがとうございます。できるだけ皆さん方に分かりやすいような説明にこれから心がけていきたいと思っておりますので、どうぞご承諾くださいますようお願いいたします。

(委員)

前々からやられている方は、そういうやり方をわかって納得しておられると思いますけれども、初めて参加していきなりこういうような、分からない説明を受けて、はっきり言えば、そして、じゃあ皆さんたちが納得すればそれでいいですよというようなことではないと思います。やっぱり皆さんが分かるような、こういうふうに変更するのだから、今現実にこうなっているということの一つ一つ、分かりやすく説明してもらわないと判断できないのではないのでしょうか。そういうのを後で会長がフォローするというのはおかしいのではないですか。事務局が懇切丁寧に皆さんに分かりやすく説明する責任があるでしょう。そして委員の人たちは、その説明を聞いて納得して是非変更してというふうになっていくと思うのです。ちょっと今までのやり方を見ていると、何かおかしい、会長が進めるというのは、会長は審議委員の意見をまとめていくことでしょうか。

(会長)

大変勇み足で、申し訳なかったのですが、資料が今回膨大だということで、やはりどれがどれだか分からないと困ると思ひまして、私の勇み足だったという気がします。

(委員)

それはいいです。分かりやすく説明してもらったので、ありがたいことですけれども、事務局の段階で、もう少し分かりやすく説明していただきたいです。

(事務局)

はい。

(委員)

それで皆さんで意見を出し合って、話すという機会がなく、いずれこれで、会長の方からいいでしょうということですぐ決められてしまうのでしょうか、スケジュール的に。どういうことですか。

(会長)

発行するまでの手順とか見直しなどを話してみてくださいませんか。この後どういうふうになっていくのか。

(事務局)

委員がおっしゃっているのは、今日の協議をして、また持ち帰って、また会を開いてという段取りがあるのかということでしょうか。

(委員)

はい、そうです。

(事務局)

審議の中で、今日決められないということであれば、また時期を見て会を開催するという段取りになります。今日の審議で良いというのであれば、今日でまず決定していただいて、会からの答申ということで、市長の方へ答申をいただいてから、きちっと製本いたしまして、告示ということで市民の方に公表するという流れになりますので、今日のこの時間で審議が十分出来るか出来ないかによっては、2回目3回目もあり得るという流れになっております。

(会長)

そういう流れだそうです。

(委員)

はい、分かりました。

(会長)

大体そういうことで、十分に意をつくして、皆さんのご意見をくみ上げたいと思いますので、活発な、しかしやはり専門用語が入ってきますし、そうっては何ですが、審議会としても分からない面もありますので、お手元の資料をご覧になった段階で、ご感想やご意見を賜りたいと思います。今、事務方の方からお話がありましたように、この後もし必要であれば、また開催をお願いするということにしたいと思いますので、それではどうぞ菊地委員さんに続いてどなたか何かお考えはございませんか。

(委員)

一つ質問があるのですがよろしいですか。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

第2章の49ページです。今、会長さんから内容を変更したいということを知りましたが、内容を変更しても、私たち農家の人もいますので、お金をあげないと言われると困るので、その辺を教えてください。さっき農地の保全と活用ということで、環境保全型農業直接支援対策事業というものです。その下の4の中山間地域直接支払制度、農地・水・農村環境保全向上対策事業を導入し、というところを入れ換えてほしいと言われたのですが、実際に今までどおりお金をそのものに支払うのでしょうか。それをちょっと聞きたいのですが。これ農業のことだから分からないかも知れませんが。

(事務局)

制度として変わったので、今までは農地・水・農村環境保全向上対策事業という名前で支払いされていたと思うのですが、来年度からこの名称に変わるということで、制度名が変わることです。ただし細かい要件等については、どう変わるかは担当課ではないので分からないのですが、お金を支払う制度が無くなるのではなくて、今までの名称で行っていた制度を環境保全型農業直接支援対策事業という名称に改めると聞いております。

(委員)

はい、分かりました。

(会長)

名前が変わったということですね。

(委員)

もう一つですけれども、今、放射能ということで心配している方が沢山いるようなのですが、福島から100キロ圏外は大丈夫だろうかあるのですが、実際のところ、チェルノブイリを見ると1,000キロ離れたところまで、セシウムを食べた動物がそのものを持っていたという実例もありますし、横手市だってはっきり言って福島から300キロも離れていない訳です近いところでは。そういった場合、3つのモニタリングで大丈夫なのか、あとそれを増やして

いく方法とかの考えがあるのかちょっと聞いてみたかったのですが。

(事務局)

今現在は、先ほど説明いたしました3箇所で行っております。この他に、小中学校や保育所や児童館といった子育て支援施設につきましては、月1回、教育委員会や子育て支援の担当課の方で実施しております。そちらの数値も安定しているということで、横手市の地図を考えた時に、消防署だけは3点で、これをつなぐと三角の形になると思いますけれども、小学校、中学校、幼稚園等を含めると点が増えていって、ある意味、横手市全体の面という形になっていきますので、広い意味での面と捉えております。この数値が変動しておりません。

(委員)

最低でも、小中学校くらいは測定してほしいです。

(事務局)

それについては、やっています。

(会長)

そのような現状だということで、その報告はどのように行っていますか。

(事務局)

ホームページと市報にも載せております。小学校等の結果についてはホームページに載せております。

(会長)

よろしゅうございますか。

(委員)

はい。

(会長)

他に何かご質問ございませんか。ご意見でも結構ですけれども。ただ今までの二つのことについて。特別ないでしょうか。

(委員)

専門的なことなので。

(会長)

そういった言葉のちょっと難しいというか、制度そのものが変わったり違ってくると入れ替えなければならぬという煩雑なことがありますので、その辺のところはなかなか大変なことですが、理解できますが、その他にもう少し放射能についておっしゃった高橋委員さんのお考えのようなことでご質問或いはご意見ご要望何でも結構ですけれども。

無ければ私から質問しますけれども、騒音に関しては横手、十文字、平鹿、今のところそれ

だけですか。

(事務局)

そうなります。

(会長)

増田とかは。

(事務局)

増田も都市計画には入っておりますけれども、住居専用地域といった区分が無いということです。

(会長)

住居専用区域という指定がない。

(事務局)

はい。

(会長)

そういうことだそうです。3箇所の騒音の指定だそうです。それぞれの所からいらしている方々が、うちの地区のここら辺がやかましいとか、そういう端的なことがあって、確認などもあっても良いのではないかと思うのですが、よろしいでしょうか。

(委員)

当分の間という言葉が出ているのですけれども、どの程度の期間ですか。放射線量の測定について、当分の間測定するという字句が入っておりますが、当分の間は監視を続ける必要性があると。

(事務局)

それにつきましては、目処がたつたらと言いますか、今のところは長期戦になると思っております。なので、何年と言いきれませんが、おそらく原発問題が落ち着くといいですか、放射線の危険性があるうちは、そういう調査を打ち切るということは基本的には考えておりませんので、そういう意味では期限を付けられなかったもので、当分の間という表現を使わせていただきました。

(会長)

それでよろしゅうございますか。目処が立たないので、数字で表すことができないので、当分の間という言葉を使ったということです。他にございませんか。今後5年間運用されていきますので。

(委員)

すみません。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

放射線のことなのですが、測るのは空間だけですか。地面とか土壌調査とかなされるのですか。

(事務局)

土壌の調査については今のところ想定しておりません。

(会長)

土壌の調査は今のところ想定していないそうです。小学校とか中学校、保育園とかはどのように行っているのでしょうか。

(事務局)

測定方法について若干説明させていただきます。器械を今日持ってきてお見せできれば良かったのですが、申し訳ございません。器械は1台50万程度のもので、よくテレビで出てくるような形で、本体と金属の棒がついている測定機器となっております。そちらを地上高1cmのところ、50cmのところ、1mのところの3箇所ですべて測っております。地面には直接付けられませんので、その高さにあわせた板を準備しまして、それが1cm、50cm、1mという形になっております。測定方法につきましては、スイッチを入れまして、数値が瞬間的に止まる訳ではございませんので、数値が若干動きます。30秒位しますと数値がある程度落ち着きますので、30秒後にその時の数値を読み上げまして、また30秒後に読み上げるということを5回繰り返します。その5回の平均に、器械の校正値、器械でするので校正しなければなりませんので、器械によりまして0.96～0.98で、器械1台ごとに校正値が違いますので、まず5回カウントして、5回の平均に校正値を掛けて、端数を切り上げます。これが公表値となります。これを1cm、50cm、1mの3回行います。こういう測定方法を行います。土壌自体を調査するには、ベクレルという調査になりますし、人体に放射線が影響を及ぼすのがシーベルトという単位で、何シーベルト浴びれば危険かという量ですので、地面からの放射線量、シーベルトを測ってその数値が低ければ、土壌については放射能は含んでいないという判断をしておりますので、それで土壌の調査については今のところ考えていないということになります。

(会長)

小・中学校や保育園の調査はどのように行っていますか。

(事務局)

小・中学校についても同じ器械を使って、同じ高さで行っております。

(森屋部長)

ちょっと補足させていただきたいと思います。今、お話ししたように、空間放射線量を測って非常に異常値が出たというようなことになれば、市ではもちろん、ベクレルの関係でその

物質等について調査することにしております。ただ、今の環境基本計画の中では、まず今までは放射線のことが何も書かれていませんでしたので、今実際に秋田県も調査しておりますけれども、市としての空間放射線量については3箇所こういった調査を、モニタリング調査を続けるということです。今お話あったように、それ以外の小学校や保育所などの施設においてもシーベルト検査しておりますけれども、ただそのシーベルトが高くなったということで発生するような値が出てきた場合には、まあ今回の千葉のどこかで1箇所に集まってくるところやホットスポットなど高くなったときには、ベクレルがどのレベルかというのはもちろん行政として調査をしていく形になろうかと思えます。ただ今回の基本計画の中では、そこまでは謳いこんでおりません。で、今やっていることについてもっと謳える部分があるのですが、ただ福島原発がこのまま終息するということに向かうということになれば、この状態で進みたいし、もっと何かがあればということで、ご案内のように県の放射線の測定の関係も昨年12月から、非常に安定しているということで、検査ももっと詳細にするということで、測定の仕方を変更したりしております。そういう状況を加味して今回は、市で3箇所実施していることを基本計画に出すということで、皆さん方のご意見を伺っておるところです。先ほどお話したような問題があったときには、もちろんベクレル検査も市として当然行うという方向では考えております。

(会長)

そういう意味も込めた、当分の間ということだと思います。不測の事態には詳細な調査を実施するというところでよろしいでしょうか。

(委員)

はい。大丈夫です。

(委員)

はい。

(会長)

どうぞ。

(委員)

今のは、事務局の説明にあった環境モニタリング指針というところですよ。他にもいろいろモニタリングをされているということですが、今ちょうどお話が出たので、モニタリングでいわゆる異常値が出たときにどうするといった対応をこれに盛り込まないのですか。

(事務局)

そこまでは考えておりません。

(田中政行 委員)

異常値が出たときにどうするというのは、対応のマニュアルというのは示さないのですか。

(森屋部長)

先ほどお話ししましたように、放射線など異常値が出た場合には、行政で対応しなければならない法律、例えば環境基準を超えるとかについては、それは当然対処していくこととなりますので、ただこうなった場合に、こうしますよという具体的なことは法律に書き込まれていることもありますので、それに応じて市として対応していくことになろうかと思えます。

(会長)

その時の臨機応変ですね。対応の仕方に注意して、何かあったときに間髪要れず、対応していただければと思います。ここには盛り込まないということですね。

(事務局)

はい。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

他にございませんか。無ければもう出尽くしたものと考えていいでしょうか。この後もう少し読ませてくださいという方はおりますか。皆様のご意見を伺いたいと思います。これでいいのかそれとももう一回ぐらい、熟読玩味してこの次までといくことになるのか、これはいかががいたしましょうか。時間も時間になってきましたので、このあたりで結論を出したいと思いますが、このことに関して何かお考えはありませんか。一応このままでいいというゴーサインを出すか。それとももう1回家に帰ってしっかり読んで、もう一回会を開いてもらいたいとなるのか、そういうことですが、いかががいたしましょうか。

(委員)

はい。

(会長)

どうぞ。

(委員)

今、審議しているのは、資料1でご説明していただいた点ですよね。ですから順繰りに、最初の方は語句の訂正だけですので、皆さんがその文言についてそうなるしかないとなれば、それで良いと思いますし、それ以外に放射線量の測定などちょっと出ておりましたけれども、そこについては一通り議論も出ているようですので、会長さんの方から資料1に従って順じ決を採っていただければ、挙手なり拍手なりいただければよろしいのではないのでしょうか。

(会長)

そのようなご意見がありますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(会長)

それではですね、大変申し訳ございませんが、市長の諮問に従いまして、その通り答申したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

(会長)

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。ありがとうございました。

## 9. その他

### (1) 生活環境課の概要

(会長)

それでは(1)を終わりにして、その他に入らせていただきます。もう既に、その中にも入っている部分もありますけれども、1から手短かに、大変申し訳ございません。生物の実態調査事業の報告などはかなり時間を費やしてご報告くださるものと思っておりますが、順序に行きたいと思っております。1番からどうぞ。生活環境課の業務概要、これはどのようにご報告いただけますか。

(事務局)

はい、資料5に基づきまして説明をさせていただきます。

(会長)

今日の資料です。

(事務局)

今日配布しております資料です。よろしいでしょうか。

(資料5～6について説明)

(会長)

ただ今、生活環境課の中の業務について細かくお話いただきましたが、このことに関わって、こういうことはということがおありですか、ご報告の中に。細かく見ますと、水質などのデータがありますので、或いはこのことはどう考えたらいいのかというようなことも、きっとおありかと思っておりますけれども、概要として仕事の中身として、こういうことをしているのだということですが、いいでしょうかご報告ですが。もし特別なければ進みたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

## (2) 生物実態調査事業の中間報告について

(会長)

それでは、2番の生物実態の調査についてご報告をお願いいたします。

(事務局)

続きまして、私の方から生物実態調査の中間報告についてご説明させていただきたいと思っております。資料の方は資料7になります。1枚の両面刷りのものです。

(資料7について説明)

(会長)

ありがとうございました。委員さん、何か付け足すことはありませんか。

(委員)

現地調査の方は、もう全て終了しておりますので、3月末日までに成果を取りまとめるということになります。横手市全域に調査地点を設けておりますが、場所も網羅的にやっているわけではなく、時期も調査する対象によって、四季折々やっているということでもありませんので、これの結果が全てだということではないけれども、今までこういうことを横手市といえますか、合併して広域となっている横手市で、これだけの生物実態調査が行われるのは初めてのことで、貴重な基礎資料になるよう、こちらとしても、会社として鋭意取りまとめを進めております。実際に最初の1ページ、おもての表で数字が一杯並んでおりますけれども、一番左の文献調査というのは、今まで横手市内で色々な調査、国・県・市の方でやられたものの記録を集めてこれだけありました。真ん中の現地調査というのが今年、昨年4月以降やった調査で見ついている種類です。右がそれを足したものです。単純に足したのではなく、重複もありますのでそれを整理した上で、合わせてこれだけあるということです。上から下まで足して単純に横手市に動植物は何種とは実はならなくて、底生動物や昆虫の間で、同じ種の重複が出てきますので、その辺の最終的な数字は報告書の完成を待つということになります。今のところそういったところがございますけれども、各分野の専門家を会社の方で抱えておりますし、また緊急雇用事業ですので、そういった方々を酷使させていただきつつ、しっかりと進めさせていただいております。

(会長)

昆虫の大家ということでしたけれども、私事で恐縮ですが、この間、神奈川の生命の星地球博物館の昆虫班が北上してきた時、秋田県に入ったとたん、雀がいない。赤とんぼがいないというので驚いたという報告を受けておりました。農薬との問題が大変大きな課題になっていると思われました。特に苗を植える前に、箱材といいますか、箱材に施す肥料が、特に水際の水生の昆虫の生態、それを食べるとんぼ、雀等など、そういうものに影響を与えているのではないかと承っておりましたが、そういう点でも将来の展望をお考えになられて、どうぞよろしくお願い申し上げます。本当に地道な調査で大変かと思いますが、我々の周囲の環境、そしてとんぼがいなくなったとか、そして雀が一羽もいないということが無いようにして行きたいと思っております。豊かな横手でありたいと思っております。それでは専門的なことですので、またいつかご説

明いただけるものと思っておりますが、今、緊急にご質問などございますか。

(委員)

はい。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

委員さんにお聞きしたいのですが、皆瀬川の堤防の樋管の中にモモジロコウモリがかなり居るといことで、県内ではめずらしいという状況がかつて聞いたことがあるのですが、最近の状況はわかりますか。

(委員)

皆瀬頭首工のところですか。

(菊地勝夫 委員)

そうです。

(委員)

いろいろ河川工事をやって、樋管を取り除かれたケースもあったのですが、代償でまた別のところを造ってあげて、モニタリングを実施主体のところで行っています。実は、コウモリは調べにくくて、専門家も少なく、東北で専門家と言われるのは、青森にいる向山さんという方お一人しかいません。どこの調査でも、向山先生に出てきていただいておりますが、秋田はその中でも調査不足、甚だしいところで、どれだけの種類がどういうところに居るのかすら、良く分かっていないので、そういった工事の時に見つかって調べられるというのが、散発的に出てくる事例であります。本格的にそのための調査をすれば、あちこちに出てくると思います。モモジロコウモリ自体はそんなにめずらしいコウモリではなくて、洞窟とかトンネルの中にいます。ぶら下がるタイプではなく、中にある割れ目とかに潜り込んで暮らしているコウモリなので、あまりきれいなトンネルを造られてしまうと、居なくなります。でもそれで、死ぬわけではなくて、居やすい場所へ移動して生活しているわけですので、おそらく広いエリアでかなり大きな環境の改変がない限り、おそらく大丈夫だと思うのですが、何分調査しにくい相手なので、まだまだ実態把握が出来ていないということでもあります。

(委員)

横手市内で貴重な生息なので。

(委員)

分かったところについては、しっかり見て行って状況推移を確認していくことは大事だと思います。ただ分かっていないところの方が、はるかにまだまだ多いという状況ではあります。今回もコウモリ主体の調査はやってはいないのですが、一応私たちの方でコウモリ調査をいくつかやっておりますので、現地調査に内のスタッフが同行した時には、注意しながらやってお

りますので、裏面をご覧くださいと哺乳類の重要種のところに、ノレンコウモリの名前も出てきておりますから、少しずつ情報は集まってきているのかなと思っております。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

よろしゅうございますか。

(委員)

はい。

(会長)

それでは次に移らせていただきます。先を急ぐようで申し訳ございません。

### (3) 横手市ごみ処理統合施設整備事業の進捗状況について

(会長)

横手のごみ処理場の統合施設の状況についてお願いします。

(事務局)

それでは私の方から、大分時間も経過しておりますので、簡潔に説明したいと思います。また、挨拶の中で副市長の方から概要についてお話がありましたけれども、資料の方は8になります。

(資料8について説明)

(会長)

ただ今、進捗状況についてお話がありましたが、何かございませんか。よろしいでしょうか。この生活環境課の中でやっている仕事ですので、同時進行みたいなものですが、大変にご難儀なさっている部分もあるようです。夜に行って、町内会に説明するというのは本当に吹雪を突いて行っているようですけれども、何れこれは無いわけにはいかない建物ですので、やっぱりその辺をお考えの上、もしご覧になって私ならこう思うというご意見などありましたら、課の方へお届けいただければ、非常にありがたいと思います。この後のいろいろな参考になると思われまますのでよろしくお願いします。これはこのまま打ち切ってよろしいですか。

(委員)

ちょっと。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

今までこういう会議、それから座談会などを開催して、地元としてはやってもいいという感触ですか。

(事務局)

現在まで、説明会を開催してから、現段階で72回ほど、それから延べにして1500を超えているところなのですが、1回目の説明会は、反対する方々からかなり厳しい意見もございました。今、2回目3回目になって、この環境影響調査の結果が出て、何ら影響なく出来るという報告をしてからは、一部まだ反対者もおりますが、反対なさっている方からも情報をいただけるようになったということで、その点につきましては大分良くなったという感触は得ております。よろしいでしょうか。

(会長)

よろしいですか。数値を出すことによって数で見ても、はっきり分かることがあれば理解できるという例であると思いますけれども、残る若干の問題、これもないがしろには出来ないと思いますので、どうぞこの後もご努力を続けていただければありがたいと思います。それではこれは、このままにさせていただきます、次はがれきの問題ですが、説明をお願いします。

#### (4) 東日本大震災がれき処理について

(事務局)

それでは最後になりますけれども、震災がれきの処理についてですけれども、資料の方は9になります。

(資料9について説明)

(会長)

ありがとうございました。何分にも見えないものですから、雪のようにはっきり見えれば良いのですが、見えないものとの戦いですので、本当に大変だと思いますが、くれぐれも安心安全の、やっぱり出来る測定値、数に頼るといのは大変何ですが、くれぐれもその辺は気をつけて、市民の安全安心につながるようにしていただければと思います。市民会議のようなものを起こしていただいて、いろいろな会議の時に公表しながら、ご理解いただければありがたいと思いますが、皆さんこのことに関してよろしゅうございますか。徹底的な測定をお願いして、そして受け入れるという、しかも人のところのごみでは無いのです本当のことを申しますと。横手のごみの問題を何とかしなければならぬことがまず先ですので、しっかりとごみの処理場に関して、姿勢を持って横手のごみを、他所に燃やしてもらわなければならないという事態だけはならないようお願いしたいものです。大変に先を急ぐようなことでありましたが定刻になりました。その他がありましたらご連絡いただけますか。

(事務局)

案件や報告事項ということでのその他はございません。

(会長)

そうですか。連絡事項もございませんか。

(事務局)

連絡事項としましては、新しく委員になられた方々に報酬を支払いたいということで、口座登録依頼書をお送りしておりますので、帰りに事務局までお届けいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

大変、司会不慣れで、今日は大変な分量だと思いましたが、先を急いで申し訳ございません。今後皆さんのご意見を賜りながら、ゆっくりと進めていきたいと思いますが、23年度の事業でございましたので、先を急ぎ過ぎたかなと思います。大変ご協力ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

## 7、閉会

平成24年3月14日

議事録署名委員 照井昌子

佐藤ふみ子